平成２９年（フ）第１０３３号
大阪府箕面市桜井３丁目10番39号、前住所大阪府箕面市牧落５丁目１番36号
債務者　相馬　直美（旧姓沢井）
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１０８号
大阪市平野区背戸口３丁目７番24号第２石見ハイツ301号
債務者　宮内　晃延
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１１９号
大阪府東大阪市足代新町22番17―503号
債務者　東前　浩昭
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２１８号
大阪市住之江区南港中２丁目８番32―818号、前住所大阪市住之江区粉浜西２丁目14番２号
債務者　下山　幸一
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２６２号
大阪府八尾市上之島町南５丁目25番地の３
債務者　村上　美紀
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３４６号
大阪府守口市八雲西町４丁目27番６―108号
債務者　植田　正寛
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２号
香川県高松市田村町452―６　スバルハイツ101、住民票上の住所香川県高松市小村町38番地７
債務者　権堅　正辰
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９号
長崎県五島市吉田町1300番地
債務者　古地　博美
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２９年（フ）第８５号
沖縄県那覇市首里久場川町１丁目20番地　マンション春207
債務者　諸見川竜己
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２５４４号
東京都東村山市萩山町１丁目14　萩山町１丁目アパート　２―104
債務者　宇賀神正幸
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５７９号
東京都杉並区井草５―11―９　白菊荘203、住民票上の住所東京都杉並区井草５丁目11―９　白菊荘
債務者　森内　廣美
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５８４号
東京都杉並区上高井戸１丁目15―７　コベントガーデンＡ棟　101
債務者　酒寄　國子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５８８号
東京都葛飾区東四つ木３丁目35―19―203
債務者　永井　芳夫
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５８９号
東京都八王子市楢原町978―16
債務者　上村　晃宏
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５９０号
東京都中野区江原町１丁目37―1344
債務者　桑原　宗子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６０８号
東京都中野区中央４丁目47―３―203
債務者　勝木麻里子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部